

山口県が定める基準を満たす地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本（山口県）介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

◆ 令和7年度実施研修

※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。

※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.16】

研修名称	事業所が抱える課題達成を目指して ～BCPやカスタマーハラスメント対策の取り組み進んでいますか？～
日 程	令和 7年11月22日（土） 午前 10時 ～ 午後 4時まで
場 所	下関市菊川ふれあい会館（アブニール） 小中ホール
申込期間	令和 7年 9月30日（火）～ 令和 7年10月31日（金）
内 容	講義 ①BCPの実効性向上を目指す ②ハラスメントのない職場づくり ③職場のメンタルヘルスを考える
対象者	下関市内に在住、または勤務先がある 主任介護支援専門員・介護支援専門員
定 員	50名
研修実施機関	下関市介護支援専門員協会
研修に関する 問い合わせ先	（所属）さくらんぼ居宅介護支援センター （氏名）懸谷美帆 （電話）083-245-5080
備考	開催要項等掲載先：下関市介護支援専門員協会のブログ http://shimonosekikaisenkkyo.livedoor.blog/